「上海ゲットー」とドイツ
――ナチスの「圧力」は存在したのか？――

田野大輔

1　はじめに

一九四三年二月一八日、日本の上海地区陸海軍司令官は上海虹口に「無国籍避難民指定区域」を設定し、ナチスの迫害を逃れて上海に移住したユダヤ人を中心とする無国籍避難民の居住・営業をそこに限定する布告を発した。このいわゆる「上海ゲットー」の設置により、約一万八〇〇〇人のユダヤ人難民は指定区域外への無許可の外出を禁じられ、その多くは劣悪な生活環境のもと、飢えや病気に苦しみながら終戦までの約二年半を過ごすことになった。

この「上海ゲットー」設置の原因については、これまでの研究では①「ナチ・ドイツの圧力」説と、②「日本政府のユダヤ人監視政策」説との間で大きく見解が分かれている。[1] このうち①「ナチ・ドイツの圧力」説は、マーヴィン・トケイヤーとメアリー・シュオーツが『河豚計画』のなかで提示したもので、それを根拠に「ゲットー」設置を説明する論者も多い。トケイヤーとシュオーツによれば、親衛隊大佐ヨーゼフ・マイジンガーが一九四二年七月に上海を訪問し、同地のユダヤ人の「絶滅計画」を日本側に提案したが、この提案を拒んだ日本軍当局が、一種の妥協として「ゲットー」設置で手を打ったのだという。[2] だがこの「圧力」説は真偽のほどが定かでなく、「絶滅計画」なるものが単なる流言蜚語の類であった可能性も指摘されている。

これに対して日本の研究ではむしろ、②「日本政府のユダヤ人監視政策」説が有力となっている。なかでも関根真保は、日本側の政策動向を詳細に検討しつつ、「上海ゲットー」が敵性外国人を管理・監視する軍事的な治安対策の一環として、日本側のイニシアティブで設置されたと結論づけている。[3] この「監視」説はこれまでのところ最も説得的な議論といえるが、なおも曖昧な点を残していることもたしかである。というのも、関根は「圧力」説にも一定の理解を示し、「たしかにマイジンガーによる『上海ユダヤ人絶滅計画』の提言そのものは認めることはできないが、一九四二年の夏に彼が上海へ来たのは事実であり、絶滅計画とは言わないまでも、何らかの圧力があった可能性は否定できない」としているからである。[4] こうしたどっちつかずの説明にとどまっているのは、おそらく史料的な制約もあって、日本当局に「圧力」をかけた可能性の

あるドイツ側関係者の動向を検討していないことが大きい。「上海ゲットー」が日本政府のユダヤ人監視政策の一環として設置されたという「監視」説の論拠を補強する上でも、ドイツ側の関与を検討して「圧力」説の妥当性如何を究明する必要があろう。

上海ユダヤ人の「ゲットー」収容にドイツ側がどこまで関与したかを明らかにする上では、⑴マイジンガーが本当に上海ユダヤ人の「絶滅計画」なるものを提案したのかという点、⑵ドイツ側の関係者が実際に「上海ゲットー」設置を促すために日本当局に「圧力」をかけたのかという点、そしてもし何らかの「圧力」があったとすれば、⑶そうした「圧力」が実際に「ゲットー」の実態に反映されたのかという点を精査することが重要になる。このうち⑴については、ドイツ外務省所蔵の外交史料や米軍のドイツ当局者への尋問記録を検討することで、かなり明確な結論を得ることができる。なかでもマイジンガーとその関係者への終戦直後の尋問調書は、「絶滅計画」の存在如何を究明する上でも決定的な意味をもつ。

これに対して⑵については、日本当局に働きかけを行った可能性のあるドイツ側関係者の証言を検証することが欠かせない。実はこの検証作業に役立つ貴重な文書が、ドイツ国内の裁判記録に収録されている。それは「上海ゲットー」に収容されたあるユダヤ人女性が戦後一九五〇年代初めに州政府を相手に起こした損害賠償裁判の記録で、日本と中国のドイツ在外公館に勤務していた多数の関係者の尋問調書を含んでいる。[5] 裁判ではユダヤ人の「ゲットー」収容とドイツ政府のユダヤ人迫害政策との関係が争点になったため、多くの関係者はこの「ゲットー」がドイツ当局の指示で設置されたものかどうかという点を中心に、きわめて詳細な証言を行っているのである。しかもそこにはドイツ側から見た「ゲットー」の内情に関する説明も含まれていることから、これらの証言は⑶についても、その具体的な実態の解明に役立つはずである。とりあえず当面はこれだけのことをいっておいて、さっそく本論に入ることにしたい。

2　マイジンガーは「絶滅計画」を提案したのか？

上海ユダヤ人の「絶滅計画」なるものが本当に存在したのかを考える上では、まずそれを提案したとされるマイジンガーがいかなる人物だったのか、そして彼がどんな任務を担っていたのかを確認しておく必要がある。

マイジンガーの公式の肩書は駐日ドイツ大使館付警察連絡官（後の警察アタッシェ）で、その着任日は一九四一年四月二日となっている。[6] この役職は一九三六年一一月に調印された日独防共協定にもとづき、反共産主義活動に関する両国警察の連携・協力を目的として設置されたもので、駐日外交使節団の一員として大使の統制に服しつつ、極東のゲシュタポ・保安部の代表として警察・諜報活動にあたることになっていた。[7] マイジンガーがこの任務に抜擢された理由ははっきりしないが、戦後一般化した見方によると、ドイツ占領下のワルシャワで保安警察司令官をつとめ、現地住民への暴虐非道で悪名を轟かせたために、日本へ左遷されることになったとされている。トケイヤーとシュオーツもそうした見方をとっているが、これは信憑性の低い親衛隊幹部の手記にもとづくもので、そのまま受け入れることはできない。[8] 親衛隊の内部文書からはむしろ、ワルシャワでの実績が買われた面もあったことがうかがえる。一九四一年三月初め、親衛隊帝国指導者ハインリヒ・ヒムラーは駐独日

本大使大島浩にマイジンガー派遣を伝えたが、その際の説明では、着任する人物が「とくにボルシェヴィズムとの闘争で経験を積んでいる」ことと、保安警察司令官として「ロシア国境であらゆる仕事を行った」ことが強調されている[9]。東京着任後の動向から見ても、マイジンガー派遣の主要目的が反共活動にあったことはまずまちがいない。

極東のゲシュタポ代表としてのマイジンガーの任務の一つには、ユダヤ人問題への対応も含まれていた。彼は東京着任後、在日ドイツ人への監視や反ナチ分子の摘発を進めるかたわら、ナチ人種法（いわゆる「ニュルンベルク法」）の施行にも辣腕をふるい、一九四二年初頭の時点で一一六人ものユダヤ人の国籍を剥奪している[10]。ユダヤ人問題が警察連絡官の任務のなかでいかに重要な位置を占めていたかは、マイジンガーが一九四二年夏に日本の内務省を訪問した際、自分にはドイツ人社会のなかの反ナチ分子を摘発する任務が与えられているとして、とくにユダヤ人亡命者への対処の必要性を説いていたことにも示されている。この訪問に同行した通訳のカール・ハメルの証言によると、マイジンガーはユダヤ人問題が英米との戦争遂行を阻む障害となっており、日独両国が協力して取り組むべき課題であるとして、とりわけ上海に亡命している約二万人のユダヤ人の危険性を次のように強調した。いわく、ユダヤ人は自分は反ナチだが親日本だと説明するが、こうした主張を信じてはならない。反ナチの人間は必然的に反日本であるというのだった[11]。

このマイジンガーの発言は、日本政府の寛容なユダヤ人政策に対するドイツ側の苛立ちを反映したものと見ることができる。天津総領事フリッツ・ヴィーデマンが証言するように、極東のドイツ在外公館には日本当局にユダヤ人問題への対応を働きかけるようにとの指示が下されていた可能性もある。「日本人自身は反ユダヤ的姿勢をとっていなかったから、われわれには日本の諸機関にドイツの人種政策について説明し、相応の処置をとるよう提案する任務が与えられていた」。ヴィーデマンはマイジンガーと東京で会った際、ヒムラーから日本人に反ユダヤ人政策の導入を働きかける任務を与えられていると説明されたと証言している。ただしこれは「圧力」と呼べるような強い働きかけではなかったようだ。「もちろん彼は、自意識の強い日本民族に命令の形でこれを行うことはできなかった[12]」。

ヴィーデマン自身、マイジンガーが具体的にどんな働きかけを行ったかは知らないと述べているが、ハメルの証言もあわせて考えるならば、日本当局への要請は人種政策上の必要性を前面に打ち出したものというより、あくまで危険分子の摘発という反共活動の枠内にとどまるものだった可能性が高い。事実、マイジンガーと面会した内務省の担当官は彼の提案に応じて、あらゆる反ナチ分子のリストを提出するよう要請したという[13]。一九四二年末に内務省や憲兵隊などに提出されたこのリストは、まもなく魔女狩りのごときスパイ摘発の波を引き起こし、ドイツ人社会を恐怖に陥れることになった。マイジンガー自身も反ナチ分子やユダヤ人の摘発に辣腕をふるったが、被疑者の逮捕には日本の警察の手を借りなければならず、その力の及ぶ範囲には限界があった。そうした点からすると、この異国の地で反ユダヤ人政策を推進するにも、日本当局のスパイ恐怖症を利用するという間接的な手法をとらざるをえなかったと考えられる。

この間、ドイツ本国でも日本側への働きかけが行われていた。一九四二年五月初め、東部占領地域大臣アルフレート・ローゼンベルクはベルリンで駐独大使大島と会談し、上海に移住している多数のユダヤ人が将来必ず日本にとって厄介な問題になるので、彼らを早く隔離して

自由な移動を禁止する措置を講ずるべきだと力説した。[14] これはユダヤ人の隔離措置を要請している点で、後の「上海ゲットー」設立につながる動きのようにも見えるが、この時期のローゼンベルクには極東外交への影響力はほとんどなく、同時期の外交文書を見ても、彼の提案が外務省から日本・中国の在外公館に伝達された形跡は見られない。それゆえ、マイジンガーが日本当局に隔離措置を要請したのか、ましてやトケイヤーとシュオーツのいうような「絶滅計画」の提案までしたのかは、依然として不明のままである。

そこで角度を変えて、トケイヤーとシュオーツの提示する「圧力」説の真偽のほどを検証してみよう。両者によれば、マイジンガーの「絶滅計画」は次のように提案されたものだった。一九四二年七月、ユダヤ人問題の「最終解決」をもくろむヒムラーの指令を受けて上海に潜水艦で来航したマイジンガーは、他の二名のドイツ人とともに日本総領事館や憲兵隊、陸海軍の代表などと会談し、その席で上海に一万七〇〇〇人以上いるユダヤ人の「粛清」を提案した。それはユダヤ教の新年の祝日にシナゴーグに集まるユダヤ人たちを一網打尽にした後、廃船に乗せて沖合で沈めるか、岩塩坑で酷使して疲労死させるか、揚子江河口の島の強制収容所に送って人体実験に使うかのいずれかの方法で抹殺するという計画だった。[15]

提案の内容はひとまず措くとして、まず問題となるのはマイジンガーの上海訪問の時期である。いくつかの証言を検証すると、一九四二年七月の訪問は疑わしいことがわかる。マイジンガーの妻は戦後の米軍の尋問に対して、彼の上海訪問は一九四一年五月と九月、四四年五月〜六月の三回で、四二年夏はずっと東京で過ごしていたと答えている。彼女はこのほかに四三年四月〜五月のハルビン訪問も挙げているが、上海、ハルビン、いずれの訪問も現地での諜報網の構築が目的だったと説明し、ユダヤ人問題との関連には言及していない。[16] これら四回の訪問のうち、四一年の二回の上海訪問と四三年のハルビン訪問は外交文書によって裏付けられるので、この証言の信憑性はかなり高いと考えられる。ただし米軍の調査官の報告によると、マイジンガー自身は四一年八月〜一一月と四四年六月前半の二回と供述していたようで、そのほかにも四一年九月と四二年五月の二回、あるいは四一年五月と九月、四三年の三回とする調査官のメモもあることから、上海訪問の時期と回数についてはなおも曖昧な部分が残る。[17]

だが少なくとも一九四二年七月の上海訪問がありえないことは、駐日大使館が本省に送った電報によって裏付けられる。駐日大使オイゲン・オットは四二年七月だけで少なくとも五回、複数のスパイ容疑者に関するマイジンガーの帝国保安本部宛の報告を外務省に打電している。[18] いずれもオット名義の電報だが、警察連絡官（警察アタッシェ）が内規で大使を通じた本国との通信を義務付けられていたことをふまえると、これらがマイジンガー自身の手で打電されたものであることにほとんど疑問の余地はない。[19] それはほかでもなく、彼がこの時期に東京にいたことを証明している。この点からして、一九四二年夏のマイジンガーの上海訪問を事実のごとく叙述してきた従来の研究には致命的な問題があるといわざるをえない。

トケイヤーとシュオーツの叙述には、そのほかにもありえない話や明らかな誤りが多い。その最たるものはマイジンガーを乗せて上海に来航した潜水艦の話で、米軍の調査官もそのような噂を「ほとんど根拠のないもの」と一蹴している。[20] また、トケイヤーとシュオーツは日本当局との会談に出席した二名のドイツ人として、アドルフ・プットカマーとハ

ンス・ノイマンの名前を挙げているが、正しくはイェスコ・フォン・プットカマーとロベルト・ノイマンである。前者は外務省の宣伝機関である上海情報局の局長をつとめていた人物で、日本総領事館や陸海軍の情報部と交流があったようだが、一介の宣伝担当官にユダヤ人難民の処遇を左右する力があったとは考えられない[21]。後者は上海のドイツ医学アカデミーに勤務していた医師で、目立った政治的活動をした形跡がないため、この人物の会議への出席も疑わしい。ただしノイマンには一九三九年秋から四〇年半ばまでブーヘンヴァルトとアウシュヴィッツの強制収容所で医学実験に従事した過去があり、そのときの経験を吹聴していたとの証言もあることから、それが「絶滅計画」の噂の発生に一役買った可能性も考えられる[22]。

マイジンガーが一九四二年夏に上海を訪問しておらず、ドイツ人二名の会議への出席も疑わしいとすると、「絶滅計画」の話は誰によってどういう経緯で伝えられたのだろうか。トケイヤーとシュオーツによると、マイジンガーの発言をユダヤ人指導者たちに伝えたのは会議に出席した上海副領事（正しくは外務省嘱託）の柴田貢なる人物で、その話を聞いて恐怖におののいたユダヤ人たちはただちに親ユダヤ的な日本側有力者への働きかけに奔走し、結果的に計画の実行を頓挫させることに成功した。だがその過程で憲兵隊に接触したことで機密漏洩が発覚し、ユダヤ人指導者たちは逮捕・拘留、厳しい取り調べを受け、柴田も逮捕後に日本へ送還されたという[23]。

トケイヤーとシュオーツはこうした経緯を柴田への聞き取りから導き出しているようで、その内容もおおむねユダヤ人指導者たちの複数の証言と一致するが、後者の内容を検討すると、いずれもマイジンガーの名はおろかドイツ側代表との会談の事実にも言及しておらず、内部情報に通じた柴田またはローベルト・ペリツ（欧州難民国際委員会）が日本当局の危険な動きをユダヤ人側にリークするという、ほぼ共通の筋書きを提示していることがわかる。トケイヤーとシュオーツの叙述と同様、廃船に乗せて海に沈める、揚子江河口の島や虹口の指定区域に収容するといった抹殺・隔離の方法も登場するが、ユダヤ人関係者の証言は、そうした過激な措置をあくまで日本当局のイニシアティブに帰している点に決定的な違いがある。ドイツ側の関係者、とくにプットカマーの「圧力」に言及した証言もあるとはいえ、その内容はきわめて曖昧であり、「圧力」とされるものも具体的な提案というより、日本当局との交流のなかで口にされた個人的発言にすぎないという印象を受ける[24]。いずれにせよ、この点についてはさらにドイツ側関係者の動向を検討することで、事実関係を明らかにしていく必要があろう。

3　ドイツ側の関係者は日本当局に「圧力」をかけたのか？

ドイツ側の関係者は、「上海ゲットー」設置を促すために何らかの形で日本当局に「圧力」をかけたのだろうか。戦後の裁判記録に収録された彼らの証言は、そうした「圧力」の存在如何を解き明かす重要な手がかりを与えてくれる。個々の証言の具体的な検討に入る前に、まず全体の概要を確認しておきたい。

これらの証言は、「上海ゲットー」に収容されたフランクフルト出身のユダヤ人女性エルゼ・ゾマーが一九五〇年代初めにヘッセン州政府を相手に起こした損害賠償裁判の審理に用いられたもので、日本・中国のドイツ在外公館に勤務していた外交官など、多数の関係者の尋問調書のなかに収録されている。証人として尋問された在外公館関係者は全部で

一八名で、その内訳は東京大使館三名、上海総領事館七名、南京大使館三名、北京大使館一名、天津総領事館一名、上海の通信社特派員一名、上海総領事館の元関係者（ユダヤ人）二名となっている。裁判記録にはこのほか、上海のユダヤ人難民五名、東京のユダヤ人支援者（ドイツ人）一名の書簡も含まれている。[25] 証言の信憑性は個々に判断する必要があるが、刑事責任が問われた裁判ではないため、虚偽の供述をする動機は比較的低いと考えられる。

全体としてまず指摘できるのは、ドイツ在外公館の関係者で「圧力」の存在をはっきりと認めているのは天津総領事ヴィーデマンだけだということである。ヴィーデマンはユダヤ人に寛容な日本当局に適切な対策をとるよう提案する指示を受けていたとして、ユダヤ人の「ゲットー」への収容を「ドイツ当局のイニシアティブによるもの」と断言している。ただし彼は中国の在外公館には日本当局に反ユダヤ人政策の実行を強いるほどの力はなく、ユダヤ人の抑留に向けて働きかけを行うようにとの指令があったかどうかも知らないと述べ、そのような「圧力」はおそらくベルリンで駐独大使大島にかけられたのではないかと推測している。[26] 「圧力」の存在に肯定的なドイツ側の証人としてはもう一人、元上海総領事でユダヤ人のヴァルター・フックスがいる。彼は「ゲットー」設置にドイツが積極的に関与したかは断言できないとしながらも、その蓋然性を示す手がかりとして、ドイツ総領事館・ナチ党在外組織と日本の軍部との間に密接な交流があったこと、日本の布告を報じた上海のドイツ語新聞の記事の行間に承認の姿勢が読み取れたことを挙げている。[27]

なお、ユダヤ人難民の証言においても、「ゲットー」がドイツ当局の指示または容認により設置されたという見方が一般的である。その一人エーリヒ・フェルバーは、ドイツ側の要求・協力がなければ日本はユダヤ人難民を隔離することにまったく関心がなかっただけでなく、そうすることもできなかったと述べている。[28] 多数のユダヤ人証言者が口をそろえて強調するのは、「ゲットー」設置の布告まで上海の日本当局が難民に友好的な姿勢をとっていた事実で、それが彼らにとっては、ナチスによる「圧力」の存在を推測させる根拠となっている。日本当局が急に態度を変えて厳しい隔離措置に舵を切ったのは、外部から何らかの「圧力」がかけられたからにちがいないというわけである。こう考えることで、にわかには理解しがたい政策転換の理由を合理化しようとした可能性も指摘できる。南京大使館上海事務所長ヴィルヘルム・シュトラーが述べるように、「日本人がナチ体制の反ユダヤ的姿勢を共有していなかったので、隔離地域設置の背後にドイツ当局の働きがあったとユダヤ人難民が考えても不思議ではない」。[29]

これに対して、在外公館の関係者はほぼ一致して、自分たちがユダヤ人問題で日本当局の決定に影響を与えたことはないし、そんなことは当時の状況からしてもありえないと主張している。駐日大使オットによれば、東京大使館が「ゲットー」設置に向けた働きかけをした事実はなく、ベルリンの外務省やナチ党指導部からもそうした指示は受けていないという。[30] 上海総領事フィッシャーも、ユダヤ人難民の登録を控えるようにとの指示を受けたことはあるが、彼らの抑留が政府や党の提案や要請、ましてや指令によって行われたということはありえないと主張する。もしそうした指示や関与があったとすれば、疑いなく自分たちにも知らされたはずだというのである。[31] 日本の措置がドイツ側から黙認されていたこと、またこの措置がドイツ政府によるユダヤ人の国籍剥奪によって可能になったことを認めている総領事館の関係者もいることを考えると、こうした主張は単なる責任逃れの供述ともいいがたい。むしろ立場を異

にする多数の証言者が等しくドイツ当局の関与を否定しており、しかも元上海領事でユダヤ人のハンス・トラウトも同様の供述をしていることから、これらの証言の信憑性はかなり高いと考えられる。[32]

なお、在外公館関係者のほとんどは尋問の時点でヴィーデマンの証言を知っていたが、それを自分の経験に反するとして斥けている。フィッシャーらは、ヴィーデマンは上海の状況に関する知識に乏しく、具体的な裏付けを示さずにただ一般的な判断を表明しただけだと反論する。もしユダヤ人の抑留がドイツ政府の指示で行われたというのなら、ベルリンのどの機関から指示が来たのか、天津総領事である彼もそうした指示に従って何らかの働きかけを行ったのか、もっと明確に説明できたはずだというのである。[33]

在外公館関係者のなかには、ユダヤ人の抑留がもっぱら上海でのみ実行されたことを理由に挙げて、ドイツ政府の関与を否定する者もいる。シュトラーは、隔離措置がベルリンの指令に起因するとすれば、それは上海以外でも同じように実行されたはずで、天津や北京で難民の隔離が行われなかったことから、そのような指令がなかったのは明らかだと主張している。[34]多くの関係者はさらに、日本当局と人種問題、とくにユダヤ人政策の話をするのが難しかったことを根拠に挙げている。オットなど複数の証言者によれば、日本人自身が有色人種に属していたから、人種問題は日本当局にとってきわめて敏感な問題で、彼らとの会話のなかではその話題を避けることが慣例になっていたという。[35]この問題で日本の政策に干渉すれば、ドイツの立場が難しくなってしまう恐れもあった。日本軍当局は占領地域で外部のいかなる干渉も許さなかったし、とくにアジア民族の解放をめざして戦争を開始したと称していたので、同盟国といえどもドイツに干渉の余地はほとんどなかった。しかもシュトラーがいうように、隔離措置の対象となるユダヤ人難民はドイツ国籍を剥奪されていたから、ドイツ当局にはそもそも彼らの処遇に関して意見する権限もなかった。[36]こうした説明には一定の説得力があり、そこからひとまず在外公館を通じた外交ルートで働きかけが行われた可能性はないと見ていいだろう。

それでは、ナチ党支部やその他の在外組織はどうだったのか。ほとんどの関係者は、そうした組織が日本当局に働きかけを行った可能性も低いと主張している。オットによれば、日本当局はナチ党組織ではなく政府の代表、つまり大使館・総領事館を窓口として交渉することを重視していた。党組織の任務はドイツ人社会をナチズムに順応させることであり、彼らが日本当局との交流を通じて人種問題の領域で影響力を行使したことは「きわめて可能性が低く、ほぼありえない」というのである。[37]フィッシャーも、党組織の幹部が反ユダヤ的宣伝を行っていたことは事実だとしながら、彼らは日本当局とほとんど接触しておらず、その決定に影響を与える力も有していなかったと述べる。[38]これらの証言者がもっぱら保身を目的にしていたとすれば、党当局に責任を押し付けても不思議ではないが、彼らはむしろユダヤ人問題での指示が大使館・総領事館の所管であることを認めた上で、自分たちのところにそうした指示が来ていない以上、日本当局への働きかけもなかったはずだと説明している。その点からしても、党組織の関与に関して虚偽の供述がなされているとは考えにくい。

だがマイジンガーの活動について説明する段になると、供述は曖昧さを増す。オットはマイジンガーが日本当局に何らかの働きかけを行った可能性は低いとしながらも、上海駐在の部下フランツ・フーバーと現地でどんな活動をしたかは知らないと述べている。[39]南京大使エルンスト・

ヴェアマンやドイツ情報局上海特派員ヴォルフ・エゴン・シェンケのように、マイジンガーが日本当局にユダヤ人問題で働きかけを行った可能性を認める証言者もいるが、いずれも裏付けのない推測を表明するにとどまっている。在外公館の側には帝国保安本部の関係者が外交ルートの外部で独自の活動をしていることへの懸念があったらしく、マイジンガーらの活動の不透明さがその悪い評判と結び付いて、何か後ろ暗いものを推測させているように見える。[40] 同じことは、強制収容所の医師ノイマンについてもいえる。上海副総領事クラフト・ヘルムート・フォスによると、ノイマンはユダヤ人絶滅の特別任務を有していると噂されていたが、彼自身はそれを信じなかったという。[41]

政府・党を問わずドイツ側の「圧力」が存在した可能性が低いとすると、日本当局による「ゲットー」設置の理由はどこにあると考えられていたのか。在外公館関係者の多くは、軍事的な治安管理上の必要性を挙げている。これは日本軍当局が「指定区域」設置の布告に挙げた「軍事的必要性」に対応するもので、具体的にはユダヤ人難民のスパイ活動を防止するための監視措置を指している。シュトラーによれば、日本軍司令部の連絡将校は彼に隔離区域設置の理由として「ユダヤ人によるスパイ活動の危険性」を挙げ、ユダヤ人はとくに国際的な関係をもっているから危険だと説明したという。上海副総領事クルト・ツェルナーも、「軍事的安全性」への要求が隔離措置の原因だとした上で、この措置が上海に限られたのは、中国に展開する日本軍の拠点としての重要性のためではないかと推測している。[42] ただドイツ当局はこうした厳しい措置の必要性に疑問を抱いていたようで、オットはそこに「ヒステリー同然の日本人の大きなスパイ恐怖症」を見出している。事実、日本当局はゾルゲ事件後にはドイツ大使館の動向にも不信を抱き、警戒を強めるようになったようである。[43]

在外公館関係者のなかには、経済的・社会的な理由を挙げる者も多い。フィッシャーなど複数の証言者は、ユダヤ人難民の経済活動が中国人や日本人のそれを圧迫するようになったため、彼らを排除する措置が必要になったのではないかと推測している。[44] これとは反対に、困窮した難民が上海にもたらしかねない混乱への懸念が日本当局による統制の強化につながったという指摘もある。ユダヤ人の住居や店舗を接収して、日本人の利用に供することが目的だという噂もあったらしい。[45] 他方、隔離措置を日本の戦争目的と結び付けた見方も示されている。それによると、日本軍当局にとっては大東亜共栄圏からあらゆる欧米の影響を排除することが重要であり、ユダヤ人難民は無国籍で他国の保護下になかったため、国際的な非難を恐れずに排斥できる格好の対象だったのだという。[46]

このように「ゲットー」設置の理由についての見方は様々だが、それが日本当局の独自の決定によって設置されたとする点で、ドイツ側の証言者の見解は基本的に一致している。外交ルートの外部、たとえばマイジンガーによる何らかの働きかけがあったとしても、日本側がそうした干渉を容認した可能性は低く、少なくともこれに積極的に応じることはなかったと考えられる。多くの証言者が指摘するように、ユダヤ人の「ゲットー」への収容は戦時下の治安管理対策の一環として、日本軍当局が軍事的必要性にもとづいて実行したものだった可能性が高い。

4　日本当局の設置した指定区域は「ゲットー」だったのか？

ところで、在外公館関係者は日本の布告で設置された「上海ゲットー」の状況についても詳細な説明を行っており、それをもってドイツ政府の

関与を否定する根拠としている。彼らの観察によれば、この指定区域は一般的な意味での「ゲットー」とは別物であって、そこにドイツ側の意向が反映されているとは考えられなかった[47]。そもそも「ゲットー」とは、都市内に設けられたユダヤ人の隔離居住区域のことを指し、定義上、居住・移動の自由の剥奪、外部からの隔離と監視、人種的理由による収容の三つの要件によって成り立つものである。上海の指定区域が「ゲットー」と呼ぶにふさわしいものなのか、そこにドイツの関与を見出すことができるのかを判断する上では、この三つの要件に照らしながら多数の証言を検証し、「ゲットー」の実態に迫っていく必要がある。

まず「上海ゲットー」全体の概要を確認しておこう。一九四三年二月一八日に日本の上海地区陸海軍司令官が発した布告は、軍事占領下の上海虹口に「無国籍避難民指定区域」を設定し、一九三七年一月一日以降に上海に移住した無国籍避難民の居住・営業をそこに限定するものだった。この措置の対象となったのはドイツ・オーストリアなどから逃れてきた約一万八〇〇〇人のユダヤ人難民で、指定区域外に居住する者については五月一八日までに移住を完了するよう指令された。指定区域に移住したユダヤ人難民は無国籍避難民処理事務所の管理下に置かれ、監視員による移動制限を受けることになったが、区域内の居住環境や食料・衛生状態は悪く、困窮した難民の多くは共同生活所での生活を余儀なくされた[48]。

戦後の裁判記録に収録された多数の関係者の尋問調書を読むと、この指定区域で生活したユダヤ人難民はもとより、ドイツ在外公館に勤務していた関係者の多くもそこを訪れ、自分の目で現地の状況を観察していることがわかる。ほぼ全員が一致して認めているのは、生活環境の絶望的な酷さである。住民の多くは共同生活所や狭くみすぼらしい住居で密集して暮らし、暖房も水道もなく風通しの悪い部屋で冬は厳寒、夏は酷暑に苦しんだ。生計の手段のない住民は外国の難民支援組織の援助で糊口をしのいだが、それでも食料不足は深刻で、伝染病に罹患して命を落とす者もいたようだ[49]。だがこうした生活環境の酷さが、日本当局による隔離措置の直接の結果といえるのかは疑わしい。虹口はもともと家賃の安い貧しい地域として知られ、大部分の難民は指定区域の設置前からそこで生活していたからである[50]。元上海総領事フックスも、布告はそれまで区域外で生活していた比較的経済状況のよい少数の難民に打撃を与えただけで、すでにそこで暮らしていた大多数の難民の生活状況を変えるほどの効果はなかったと指摘する。「この地域が一定のゲットー的性格を有していたことは、布告とまったくまたはごくわずかしか関係がない[51]」。

これに対して、ドイツ在外公館の関係者はほぼ一致して、この指定区域を「ゲットー」と呼ぶこと自体に否定的な姿勢を示している。その根拠として第一に挙げられているのは、居住・営業の自由が完全には奪われていなかったことである。ユダヤ人難民を含む多くの証言者が認めるように、住民は区域内では自由に活動でき、飲食店などの営業も許されており、日本当局の許可を受ければ区域から外出することも認められていた[52]。上海総領事館の職員オイゲン・ベッツによれば、難民のなかには許可証の発給を受けて他の地域で商売を続け、様々な物を売りにドイツ人のもとを訪れる者もいたという[53]。もっともこの許可証を得るのはかなり大変だったようで、多くのユダヤ人証言者は、発給まで何ヵ月も待たされただけでなく、申請の際に日本人の担当官から殴られることもあったと述べている。この担当官は合屋なる人物で、粗暴なふるまいにより恐れられていた。そのため多くの難民は許可証の申請をあきらめ、仕事

を失って困窮に陥ることになった。[54] なお、外出許可は特定の時間・地域に限られ、外出時には特別な目印を付ける必要があった。許可なく外出した者は投獄され、そこでチフスにかかって死亡する者もいたらしい。[55] このように難民は活動を厳しく制限されていたものの、許可さえあれば外部で仕事をすることも可能であり、その点からして少なくとも彼らが完全に自由を剥奪されていたとはいえない。

しかも第二に、この指定区域は外部から完全に隔離されていたわけでもなかった。多くのユダヤ人証言者によると、区域の境界は鉄条網や障壁で囲まれ、出入口は日本人の監視員やユダヤ人住民の自警団（パオ・チア）によって監視されていた。だがこの監視は住民が許可なく外出するのを妨げるためで、外部の者の入域を禁止するものではなかったようだ。区域はガーデンブリッジによって共同租界と結ばれており、その橋の通行は日本軍の上海占領以前から英国人によってコントロールされていたが、区域には検問のない別の橋を渡って入ることも可能だったらしい。[56] シェンケなど複数のドイツ人は、指定区域に住むユダヤ人の知人を訪ねに行った際、何の検問もなく区域に入ることができたと述べている。検問を受けたと述べる者もいるが、旅券を提示するだけで通行を認められたという。[57] ただしこれはドイツ人、それも外交旅券の所持者に限られた対応だった可能性もあり、区域への出入りが自由だったかどうかははっきりしない。また、鉄条網や柵の存在に気付かなかったと述べる者もおり、住民の生活が周囲から完全に隔離されていたかどうかにも疑問が残る。[58] いずれにせよ、外部の者が大きな困難なく足を踏み入れることができ、次に述べるように、自由に出入りできる非ユダヤ人も居住していたという点からして、区域の隔離が不完全なものだったことはたしかである。

第三に挙げられるのは、指定区域への難民の収容が人種的理由にもとづくものではなかったことである。そもそも日本当局による布告は文面上は「無国籍避難民」を対象としていて、「ユダヤ人」の語を使っていなかった。実質的にドイツ・オーストリアなどから逃れてきた約一万八〇〇〇人のユダヤ人難民が想定されていたとはいえ、リトアニア、ラトヴィア、エストニアなどの非ユダヤ人も対象に含まれており、しかも上海のすべてのユダヤ人が区域内への移住を強いられたわけでもなかった。この措置の対象は一九三七年一月一日以降に上海に移住した無国籍のユダヤ人に限られ、それ以前に移住したユダヤ人や英国・ロシアなどの国籍をもつユダヤ人は区域外に住み続けることができた。[59] また多くのドイツ人証言者が指摘するように、区域内にはユダヤ人のほかに中国人、日本人、白ロシア人その他の外国人も住んでいた。シュトラーによれば、住民の大半を占めたのは貧しい中国人であり、彼らは布告後も区域を自由に出入りすることを許されていた。[60] ユダヤ人難民が劣悪な住居で密集して暮らさなければならなかったのも、この区域がすでに人口過密により住居不足に陥っていたことが大きい。このようにユダヤ人が他の住民と一緒に住んでいた点からも、人種的な隔離措置が実施されていたとはいえない。

以上の三点から、日本の布告で設置された指定区域はドイツ占領下の東欧のユダヤ人ゲットーとは似て非なるものだったといえる。多くのドイツ人関係者がほぼ一致して認めるように、そこにはユダヤ人以外に中国人なども住み、様々な商売が行われ、外部の住民も立ち入ることができた。ユダヤ人住民は許可証があれば外部で商売をすることもでき、収容の対象とならずに他の地域に住み続けるユダヤ人もいた。これらの点で、指定区域が「ゲットー」の要件を十分に満たしていなかったことは

明らかである。北京大使館の職員ヴァルター・ディートリヒ・ホープスが指摘するように、それはむしろ外国人を特定の地域に集中させ、軍当局の管理・監視下に置くための措置と見るべきだろう。この措置によってユダヤ人難民は移動の自由を制限されたが、当時は他の外国人も多かれ少なかれ活動を制限されていた[61]。とくにユダヤ人の収容とほぼ同時期に英米の「敵性外国人」も収容施設に拘留された事実をふまえるなら、そうした集中化は軍事的な治安対策の一環として、日本当局の手で実施されたものだったと考えられる[62]。それゆえ、そこにユダヤ人問題への対応をもとめるドイツ政府の意向が反映されていたなどということはありえない。

なお、日本当局の措置の対象となったユダヤ人難民に対して、上海総領事館はある程度の支援を行ったようである。上海総領事フィッシャーは、難民の外出許可に必要な書類を発行し、国籍剥奪に伴う旅券の没収を見合わせたほか、アーリア人配偶者への援助を継続するなどの措置もとったと主張している。そうした人道的な対応が実際にとられ、ユダヤ人側からも好意的に受け止められていたことは、ユダヤ人のトラウトを含む総領事館関係者の証言によっても裏付けられる[63]。だが難民のなかには、かえって反発を強める者もいたようである。その一人ザリー・レーヴィによると、彼のドイツ国籍の妻は総領事館から夫と離婚すれば援助を受けられると助言されたが、この提案を拒否したという[64]。在外公館がユダヤ人の支援に努力していたとしても、ドイツ政府の出先機関として実行しうる措置に大きな制約があったことはまちがいない。

5　おわりに

以上の考察から、「上海ゲットー」の設置とナチ・ドイツのユダヤ人迫害政策との間に直接の因果関係はなく、この「ゲットー」はドイツ当局の指示で設置されたものではありえないと結論づけることができる。より詳細にいえば、⑴マイジンガーが上海ユダヤ人の「絶滅計画」なるものを提案したとは考えられず、⑵ドイツ側の関係者が「ゲットー」設置を促すために日本当局に「圧力」をかけた可能性も低く、⑶「ゲットー」の実態からしてそうした「圧力」が存在した形跡は見られないということになるが、いずれにせよ「ゲットー」設置をめぐってドイツ側の直接の関与がなかったことは、かなりの確度をもって断定することができる。

こうした結論は、従来の研究で提示されてきた「日本政府のユダヤ人監視政策」説を裏付けるものと考えられる。なかでも関根真保は、太平洋戦争開戦後の日本政府のユダヤ人対策の動向を詳細に検討し、とくにユダヤ人の収容とほぼ同時期に英米の「敵性外国人」も収容施設に拘留された事実に注目することで、「上海ゲットー」がユダヤ人を危険分子として管理・監視下に置くための軍事的な治安対策の一環として、日本軍当局のイニシアティブで設置されたという結論を提示している[65]。近年では菅野賢治も、とりわけ上海海軍武官府特別調査部部長としてユダヤ人対策を指揮した實吉敏郎の業務日誌をもとに、日本軍当局が「ゲットー」を設置するにいたった過程を詳細にあとづけ、同様の結論に到達している[66]。日本側がどんな意図をもって指定区域を設置したのかという問題は本稿の射程を超えるため、それについてはこれらの研究を指示するにとどめたいが、本稿の意義としては何よりも、ユダヤ人の収容をめぐ

る日本軍当局のイニシアティブをドイツ側の動向から確認することで、従来から有力視されてきた「監視」説の妥当性を補強した点を指摘しておきたい。

さらにまた、このような知見は極東におけるドイツ当局の影響力全般に関しても、従来の見方の修正を迫ることになるだろう。とくにゲシュタポ代表として反ナチ分子やユダヤ人の摘発に辣腕をふるい、ドイツ人社会を恐怖に陥れたというマイジンガーの役割については、再考の余地が大きい。「上海ゲットー」設置をめぐってドイツ側の直接の関与がなかったという本稿の結論は、これまでマイジンガーの手によるものとされてきたスパイ摘発事件の多くも、実際には日本当局の主導で行われた可能性が高いことを示唆している。この点に関する詳細な考察は別稿に譲るが、それは「ナチ・ドイツの圧力」に帰責されてきた戦争犯罪の実態を問い直し、日本の警察当局の加害責任を究明することにもつながるはずである。

本稿の意義としてはもう一つ、マイジンガーの「絶滅計画」のような噂がいかにして発生し、事実として信じられるようになったのか、その過程や原因に光をあてた点も挙げられる。多くの関係者の尋問調書からは、「ゲットー」設置に対するドイツ側の関与をめぐって、上海ユダヤ人の間に様々な噂が飛び交っていた様子が浮かび上がってくる。そもそもヨーロッパでの迫害を逃れて上海で絶望的な生活を送っていた多くのユダヤ人難民にとって、ナチスのユダヤ人迫害政策、とくに東欧のゲットーへの恐怖は生々しく、日本の政策動向に関しても、先行きの不透明さへの不安は大きかった。そこへ突如として日本当局から指定区域設置の布告が発せられたため、その政策転換の理由をめぐって様々な憶測が生まれることになった。一部の者はこのときおそらく、悪名高い親衛隊将校マイジンガーや強制収容所の医師ノイマンの名を想起し、これらの人物が日本当局に圧力をかけたのではと推測したにちがいない。マイジンガーがユダヤ人の「絶滅計画」を提案したという噂は、「ワルシャワの屠殺人」と呼ばれた彼の悪評がユダヤ人難民の抱く恐怖や不安と結びつくことで生まれ、広まったものといえるだろう。終戦直後に上海で出回ったというガス室建設の噂も、同じような経緯で生まれたと考えられる。[67]

「ゲットー」設置に対してドイツ政府が直接関与しなかったとする結論は、ドイツの迫害政策がユダヤ人の苦難の前提条件を作り出したという意味で、この問題に間接的な影響を与えた事実を否定するものではない。「上海ゲットー」に収容されたユダヤ人女性の損害賠償請求を審理した裁判所も、最終的にはこの点を重視して判決を下している。一九五五年四月一三日、フランクフルト上級地方裁判所はエルゼ・ゾマーの賠償請求を認め、ヘッセン州に三九〇〇マルクの支払いを命じたが、それは日本の決定に対するドイツ政府の関与については判断を留保しつつ、上海ユダヤ人の苦難に対する政府の一般的な責任についてはこれを認めるという、かなり及び腰の判決だった。[68] 日本当局がどういう経緯で指定区域を設置したにせよ、ユダヤ人難民がそこで極限的な生活を強いられたのは、彼らの国籍を剥奪して外交的保護の対象外としたドイツ政府の迫害政策があったからで、損害賠償を認定するにあたっては、日本の決定にドイツ当局が影響を与えたかどうかを考慮する必要はないとしたのである。

いうまでもなく、歴史研究がそうした司法判断に従う必要はないだろう。裁判の審理に用いられた多数の関係者の証言は、ドイツの関与について事実認定に踏み込んだ判断を行うのに十分な材料を提供している。この点を曖昧にすることがどんな問題をもたらすかについて、上海総領

事館事務長パウル・シュタークはすでに自身の証言のなかで次のように警告していた。「ユダヤ人難民が被った不正と損害の補償にはまったく賛成だが、新たな不正を犯してはならない」[63]。シュタークはこう述べて、難民による不当な賠償請求に異議を唱えるのだが、賠償の是非についてはともかく、史実への「不正」に対しては、これに否を突き付けることは歴史研究の責務である。「上海ゲットー」設置に対するナチスの「圧力」の有無を究明した本稿の考察も、まさにそうした責務に応えようとしたものにほかならない。

注

（1）関根真保『日本占領下の〈上海ユダヤ人ゲットー〉』昭和堂、二〇一〇年、六三頁。

（2）Marvin Tokayer / Mary Swartz, *The Fugu Plan*, New York 1979, pp. 222-224（『河豚計画』加藤明彦訳、日本ブリタニカ、一九七九年、二〇八－二一一頁）.

（3）関根、八八－九四頁。

（4）関根、七六頁。

（5）Entschädigungssache Else Sommer, Hessisches Hauptstaatsarchiv Wiesbaden, 467/4480. 以下、この裁判記録からの引用は名前と日付だけを記す。

（6）Boltze an Auswärtiges Amt (AA), 3. 4. 1941, Politisches Archiv des Auswärtigen Amts (PAAA), R100764.

（7）東アジアにおけるゲシュタポの諜報活動については、Chern Chen, In the Shadow of the Gestapo, *International Journal of Intelligence and Counterintelligence*, 28, 2015を参照。

（8）Walter Schellenberg, *Aufzeichnungen*, Wiesbaden 1979, S. 150-151.

（9）Aktenvermerk, 5. 3. 1941, Bundesarchiv (BA), NS19/2801.

（10）『昭和十七年中に於ける外事警察概況』内務省警保局、一九四二年、三七一頁。

（11）Hamel, undated, National Archives and Records Administration (NARA), RG319 Box508 XA514260 Folder2.

（12）Wiedemann, 22. 1. 1951, 8. 3. 1955.

（13）Hamel, undated. この点について、オットもマイジンガーの任務の中心が防共協定の枠内の活動にあったと述べている。Ott, 15. 3. 1955.

（14）大島大使発東郷外相宛（昭和一七年五月七日）、「民族問題関係雑件／猶太人問題第一一巻」、アジア歴史資料センター、Ref. B04013209700。

（15）Tokayer / Swartz, pp. 222-224（邦訳、二〇八－二一一頁）.

（16）Mrs. Meisinger, 21. 11. 1945, NARA, RG226 Entry182A Box9 Folder69.

（17）Annex V, 25. 5. 1946, NARA, RG238 M1270 Roll25; Report, 20. 9. 1945, 29. 9. 1945, NARA, RG226 Entry182A Box9 Folder69.

（18）Ott an AA, 1. 7. 1942, 6. 7. 1942, 15. 7. 1942, 17. 7. 1942, 18. 7. 1942, PAAA, R100768.

（19）Dienstanweisung, 28. 8. 1941, BA, NS19/1788. オットも、マイジンガーがベルリンへの報告を自分を通じて送る以外の手段を有していなかったと証言している。Ott, 15. 3. 1955.

（20）Report, 20. 9. 1945.

（21）Astrid Freyeisen, *Shanghai und die Politik des Dritten Reiches*, Würzburg 2000, S. 306-310; Annex I, 25. 5. 1946, NARA, RG238 M1270 Roll25.

（22）Freyeisen, S. 232-238; Report, 15. 10. 1945, NARA, RG226 Entry182A Box10 Folder72.

（23）Tokayer / Swartz, pp. 225-234（邦訳、二一一－二二一頁）.

(24) Laura Margolis, Report of Activities in Shanghai, JDC Archives, AR33/44 File 463; Robert Peritz, The Japanese Proclamation, Wiener Holocaust Library, 1656/3/9/1124; Fritz Kauffmann, Die Juden in Shanghai im 2. Weltkrieg, *Bulletin of Leo Baeck Institute*, 72, 1986.

(25) 注（5）を参照。

(26) Wiedemann, 22. 1. 1951, 8. 3. 1955.

(27) Fuchs, 8. 4. 1952, 10. 3. 1955. もっともフックスは、「ゲットー」設置の布告とその実施がもっぱら日本の問題だったと指摘している。

(28) Faerber, 12. 7. 1954.

(29) Stoller, 29. 9. 1951, 15. 3. 1955. ちなみに、日本当局の布告はドイツ側にとっても驚きだったようで、事前の通知がなかったこともあって、その理由に関して様々な憶測が飛び交ったという。

(30) Ott, 15. 3. 1955.

(31) Fischer, 3. 7. 1950, 18. 6. 1951, 9. 3. 1955.

(32) Kordt, 7 . 4. 1952; Traut, 15. 6. 1951, 16. 3. 1955. 国防軍防諜部は一九四三年七月二二日に帝国保安本部宛に電報を送り、傍受したユダヤ人情報機関の書簡にもとづき、ユダヤ人の指定区域への収容が「けっして反ユダヤ主義的な措置ではない」ことを強調している。OKW an RSHA, 22. 7. 1943, Yad Vashem Archive (YVA), O.78/78. ユダヤ人難民のなかには、「ゲットー」設置への関与を否定するドイツ側関係者の証言を疑問視する向きもあるが、その根拠として挙げられているのはほぼ日本当局の親ユダヤ的な姿勢だけであり、説得力に欠けるといわざるをえない。Michaelis, 8. 5. 1953, Institut für Zeitgeschichte (IfZ), ZS1725.

(33) Fischer, 18. 6. 1951; Stark, 8. 4. 1951.

(34) Stoller, 29. 9. 1951.

(35) Ott, 15. 3. 1955; Fischer, 18. 6. 1951; Stark, 8. 4. 1951; Klimek, 27. 4. 1951.

(36) Fischer, 3. 7. 1950; Klimek, 27. 4. 1951; Stoller, 15. 3. 1955.

(37) Ott, 31. 8. 1951, 15. 3. 1955.

(38) Fischer, 9. 3. 1955.

(39) Ott, 15. 3. 1955.

(40) Woermann, 30. 8. 1951, 16. 3. 1955; Schenke, 9. 3. 1955. ヴェアマンは、フーバーをマイジンガーではなく自分に従属させるのに苦心していた。Woermann an AA, 1. 10. 1943, PAAA, R100756.

(41) Voss, 21. 2. 1955.

(42) Stoller, 15. 3. 1955; Zöllner, 8. 6. 1951.

(43) Ott, 15. 3. 1955. マイジンガー自身、ゾルゲ事件への介入によって日本当局の不信感が強まったと述べている。Report, 12. 12. 1945, NARA, RG319 Box 508 XA514260 Folder 1.

(44) Fischer, 18. 6. 1951, 9. 3. 1955; Traut, 15. 6. 1951; Randow, 28. 10. 1954. フィッシャーは布告の二日後に本省に打電し、「ゲットー」設置の目的には「軍事的必要性」と「外国の影響の排除」のほか、「当地の経済活動にますます浸透しつつあったユダヤ人をして、その業務を日本人や中国人に売却させる意図」があると報告している。Fischer an AA, 20. 2. 1943, YVA, O.78/73.

(45) Zöllner, 21. 2. 1955; Stoller, 29. 9. 1951, 15. 3. 1955.

(46) Hoops, 6. 10. 1951.

(47) ドイツ政府の補償当局も一九五一年に、上海の指定区域が「ゲットー」と呼べるものではないという見解を表明している。Justizministerium Stuttgart, 7. 5. 1951.

(48) 関根、六七－七五頁；矢野総領事発青木大東亜相宛（昭和一八年二月

九日、二月一八日)、「民族問題関係雑件／猶太人問題 第一一巻」。上海ユダヤ人難民の総数については諸説あるが、一万六〇〇〇人から一万八〇〇〇人の間という見方が一般的であり、その大多数をドイツとオーストリアの出身者、次いでポーランド、イタリア、チェコ、残りを他国出身者と無国籍者が占めたと見られている。Freyeisen, S. 400.

(49) Fuchs, 8. 4. 1952, 10. 3. 1955; Hoops, 16. 3. 1955; Bernstein, 14. 6. 1954; Bünger, 1. 11. 1954.

(50) Bünger, 1. 11. 1954; Klimek, 27. 4. 1951, 15. 3. 1955. 損害賠償裁判を起こしたゾマーをはじめ、ほとんどのユダヤ人証人も上海到着直後から虹口の共同生活所で暮らし、日本の布告後も引き続きそこに住んでいた。Sommer, 27. 11. 1953.

(51) Fuchs, 8. 4. 1952.

(52) Zöllner, 21. 2. 1955; Hoops, 16. 3. 1955; Woermann, 16. 3. 1955.

(53) Betz, 5. 4. 1952; Randow, 28. 10. 1954.

(54) Stoller, 29. 9. 1951; Kamm, 13. 4. 1954; Bendix, 16. 3. 1955.

(55) Bernstein, 14. 6. 1954; Bendix, 16. 3. 1955.

(56) Bendix, 16. 3. 1955; Kamm, 13. 4. 1954; Klimek, 27. 4. 1951

(57) Schenke, 24. 8. 1951; Zöllner, 21. 2. 1955.

(58) Schenke, 9. 3. 1955; Kordt, 10. 3. 1955; Woermann, 16. 3. 1955.

(59) Schenke, 9. 3. 1955; Zöllner, 21. 2. 1955; Stoller, 29. 9. 1951; Fuchs, 8. 4. 1952, 10. 3. 1955.

(60) Stoller, 29. 9. 1951; Schenke, 24. 8. 1951, 9. 3. 1955; Betz, 5. 4. 1952; Fuchs, 8. 4. 1952.

(61) Hoops, 6. 10. 1951. ホープスによれば、それはドイツ人も例外ではなかった。ドイツ降伏後、彼は日本軍当局から全ドイツ人の集中化を要求されたという。

(62) 関根、八八－九四頁。

(63) Fischer, 3. 7. 1950, 9. 3. 1955; Traut, 15. 6. 1951.

(64) Levy, 16. 3. 1955.

(65) 関根、八八－九四頁。

(66) 菅野賢治「日本軍政下の上海にユダヤ絶滅計画は存在したか（続）」『京都ユダヤ思想』第一〇号、二〇一九年。

(67) Fischer, 18. 6. 1951; Stark, 8. 4. 1951; Faerber, 12. 7. 1954. シュタークは、ドイツ当局が上海でガス室を建設し、難民を殺害しようとしたという話は戦後に出回った噂にすぎないとして、これを明確に否定している。

(68) Urteil, 13. 4. 1955.

(69) Stark, 8. 4. 1951.

（たの　だいすけ・甲南大学教授）